

ひらつか男女共同参画推進協議会について（概要）

1 設置根拠

平塚市附属機関設置条例、ひらつか男女共同参画推進協議会規則

2 内 容

ひらつか男女共同参画プランの推進、その他男女共同参画の推進に関し必要な事項について審議することに加え、平成27年9月4日に公布・施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（法律第64号）」（以下、女性活躍推進法という。）第23条第1項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するための協議会とし、ひらつか男女共同参画プラン2017（女性活躍推進計画）に位置付ける施策について、協議する。

- ・計画に掲げた施策が効果的に推進されるよう、前年度の施策の実施状況（実績）から評価をする。それを踏まえ、今後の施策のあり方等について意見する。
- ・計画改定時期は、策定する計画へ意見する。
- ・女性活躍推進法に基づく協議会として、どのようにしたら平塚市において働き方改革が進み、ワーク・ライフ・バランスが推進されるか（＝女性の職業生活における活躍が推進されるか）を事業所と行政、市民が当事者として一体となり、そのための取組や事業所に対する実効性のある支援策を検討し実施する（女性活躍推進協議）。

3 開 催

年4回で1回2時間程度平日開催を想定しているが、開催日や時間範囲、協議の進め方等は、委員の協議で決定する。

4 委 員

- ・市が委嘱、任期は2年（令和5年6月1日から令和7年5月31日まで）
- ・8人 学識経験者、平塚商工会議所（経済団体）、平塚市工業会連合会（事業主団体）
西湘地域労働者福祉協議会（労働団体）、平塚青年会議所（若者経営者団体）
平塚市国際交流協会（男女共同参画推進登録団体）、ママぎゅっと（市民活動団体）、
公募市民